

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和40年政令第157号）および中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令（昭和43年政令第63号）の一部改正に伴い、近畿圏都市開発区域、中部圏都市開発区域および特定地域における不均一課税の適用期間の延長を行うため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 近畿圏都市開発区域、中部圏都市開発区域および特定地域の不均一課税の適用期間を平成26年3月31日まで延長することとします。（第4条、第5条関係）
- (2) 近畿圏都市開発区域、中部圏都市開発区域および特定地域における不動産取得税の不均一課税の税率の特例措置について、その適用期間を平成26年3月31日まで延長することとします。（付則第4項関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用することとします。

不均一課税の制度の概要について

1. 制度の趣旨

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（近畿圏法）、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（中部圏法）では、当該区域において製造業に係る一定の設備の新・増設を行った者に対して、地方公共団体が税を軽減して課税（不均一課税）した場合に、減収分を交付税措置により補てんする制度が設けられております。

本県においても、企業立地促進のため、「滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例」を定め、要件に該当する者に対し不均一課税を実施しているところです。

また、交付税による減収補てん措置のない地域についても、県全体の均衡ある発展のため、本県の独自措置により特定地域を定め、近畿圏・中部圏と同様の制度を設けているところです。

2. 適用要件

製造の事業の用に供する工業生産設備を新設または増設した場合で、当該設備の取得価額が10億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って、増加する雇用者が50人を超える場合。

3. 対象区域

別添「課税免除・不均一課税対象地域図」を参照

4. 内容

税目： 不動産取得税
対象： 新增設した製造設備に係る、家屋およびその敷地
内容： 通常用いる税率の2分の1で課税
家屋 2% (通常4%)
土地 1.5% (通常3%)

適用期間：平成26年3月31日までの期間

5. 制度始期

近畿圏都市開発区域：昭和40年5月15日






中部圏都市開発区域：昭和43年11月14日

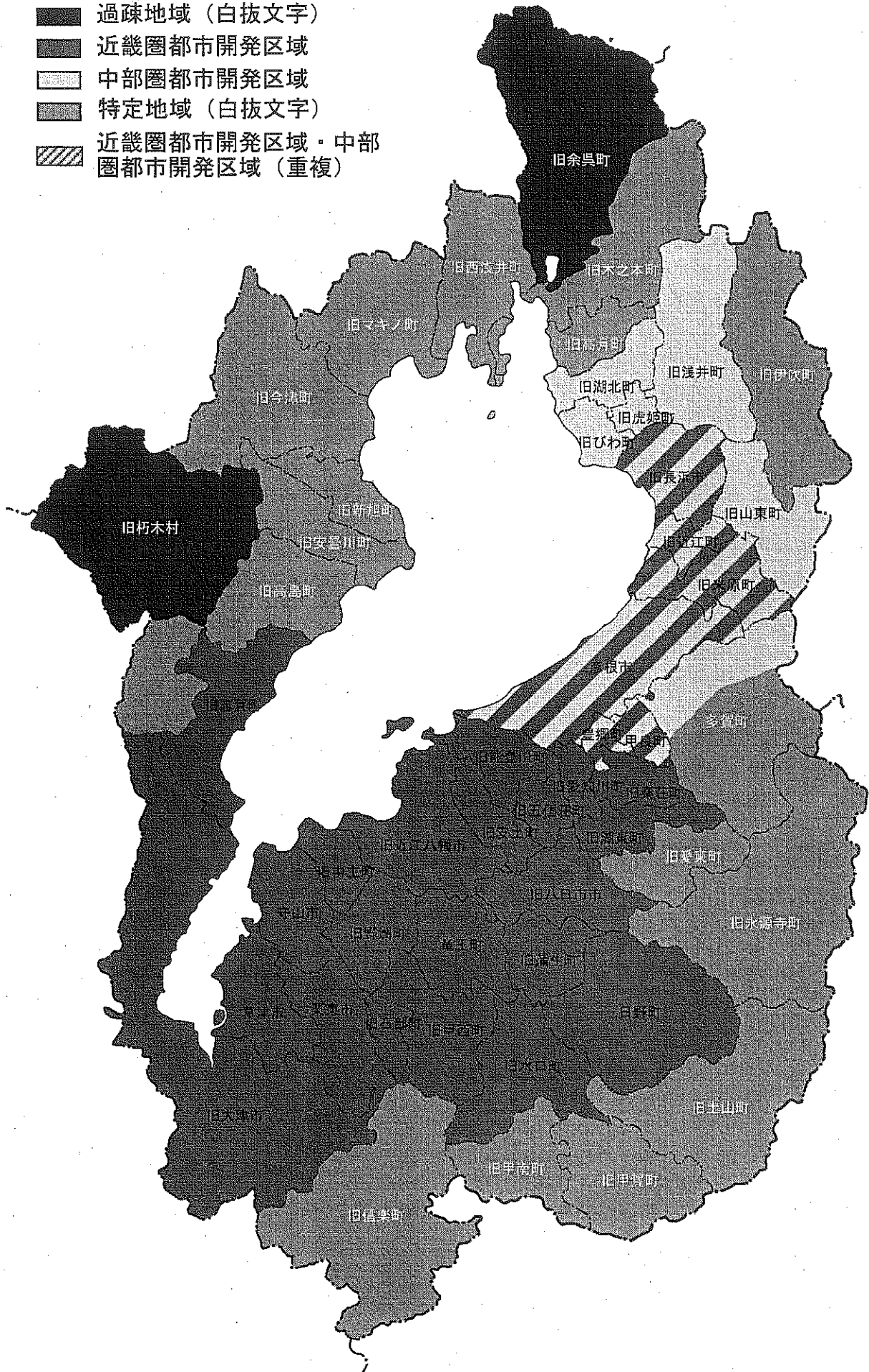
特定地域： 昭和40年5月15日

6. 適用実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
近畿圏	53,204千円 2件	0件	70,037千円 3件	0件	21,635千円 1件
中部圏	50,670千円 2件	10,533千円 1件	0件	0件	
特定地域	0件	0件	0件	0件	6,868千円 1件

課税免除・不均一課税 対象地域図

-  過疎地域（白抜文字）
-  近畿圏都市開発区域
-  中部圏都市開発区域
-  特定地域（白抜文字）
-  近畿圏都市開発区域・中部圏都市開発区域（重複）



旧	新
<p>(近畿圏都市開発区域および中部圏都市開発区域における県税の不均一課税)</p> <p>第4条 近畿圏都市開発区域および中部圏都市開発区域内において平成20年4月1日から平成24年3月31日までの期間内に青色申告書を提出する法人または個人が製造（ガスの製造および発電を含む。以下同じ。）の事業の用に直接供する一の設備（減価償却資産で構成されるものに限る。以下「工業生産設備」という。）を新設し、または増設した場合において、当該工業生産設備の取得価額が10億円を超え、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。以下同じ。）の数が50人を超えるときは、当該法人または個人に対して課する次の各号に定める県税については、県税条例第39条の3または第103条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める税率により不均一の課税をする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(特定地域における県税の不均一課税)</p> <p>第5条 特定地域内において、昭和40年5月15日から平成24年3月31日までの期間内に、青色申告書を提出する法人または個人が製造の事業の用に供するため、工業生産設備を新設し、または増設した場合は、当該法人または個人に対して課する不動産取得税および固定資産税について、前条の例により不均一の課税をする。</p> <p>付 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(不動産取得税の税率の特例)</p> <p>4 平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に土地の取得が行われた場合における当該土地に対して課する不動産取得税についての第4条（第5条においてその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、第4条第1号中「100分の2」とあるのは、「100分の1.5」とする。</p>	<p>(近畿圏都市開発区域および中部圏都市開発区域における県税の不均一課税)</p> <p>第4条 近畿圏都市開発区域および中部圏都市開発区域内において平成20年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に青色申告書を提出する法人または個人が製造（ガスの製造および発電を含む。以下同じ。）の事業の用に直接供する一の設備（減価償却資産で構成されるものに限る。以下「工業生産設備」という。）を新設し、または増設した場合において、当該工業生産設備の取得価額が10億円を超え、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。以下同じ。）の数が50人を超えるときは、当該法人または個人に対して課する次の各号に定める県税については、県税条例第39条の3または第103条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める税率により不均一の課税をする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(特定地域における県税の不均一課税)</p> <p>第5条 特定地域内において、昭和40年5月15日から平成26年3月31日までの期間内に、青色申告書を提出する法人または個人が製造の事業の用に供するため、工業生産設備を新設し、または増設した場合は、当該法人または個人に対して課する不動産取得税および固定資産税について、前条の例により不均一の課税をする。</p> <p>付 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(不動産取得税の税率の特例)</p> <p>4 平成20年4月1日から平成26年3月31日までの間に土地の取得が行われた場合における当該土地に対して課する不動産取得税についての第4条（第5条においてその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、第4条第1号中「100分の2」とあるのは、「100分の1.5」とする。</p>